

指定管理者監査結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定による監査として、指定管理者に係る令和6年度会計分について実施した。

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による指定管理者監査

2 監査の対象

指定管理者団体 東庄町食肉センター事業協同組合
所 管 課 東庄町まちづくり課

3 監査の着眼点

令和6年度の出納その他の事務の執行及び事業の管理が適正かつ効率的に及び有効に執行されているか、指定管理者に対する所管課の指導監督が適正に行われているか、公正で能率的な運営の確保ができているかを主眼として監査を実施した。

4 監査の実施内容

監査を実施するにあたり、必要な資料の提出を求め、関係職員等から説明聴取を実施し、質疑、資料等の検査を慎重に行った。

5 監査実施日及び実施場所

令和7年7月22日 東庄町食肉センター

6 監査の結果

関係書類の確認及び関係職員等からの説明等により監査した結果、概ね適正に執行されており、内容も正当なものと認められた。

物価や燃料の高騰、処理頭数が減少した中でも黒字を維持しており、運営努力を評価したい。しかしながら、今後も食肉センターを維持していくためには、老朽化した排水処理施設の更新が必要と思われる。県内処理施設の動向も勘案し設備の更新について計画を進められたい。

なお、所管課においては、指定管理者に引き続き適正な指導監督をお願いしたい。

令和8年3月25日

東庄町監査委員 平山 茂
東庄町監査委員 鈴木 正昭